

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

民生委員法施行細則

第一条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号以下「法」という。）の施行については、法、民生委員法施行令（昭和二十三年政令第二百二十六号以下「政令」という。）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

第二条 民生委員推薦会が法第六条の規定により民生委員候補者を推薦する場合は、推薦書（様式第一号）及び推薦調書（様式第一号の二）を、市にあつては知事に、町村にあつては所轄地方事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

第三条 政令第十一條の規定による民生委員審査会の委員の定数は、十人とする。

民生委員法施行細則をここに公布する。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

規 則

- ◆規則
◆告示
- 次
- 民生委員法施行細則
- 土地の公用廃止
- 小売販売業者甲の臨時業者登録
- 右 同
- 海区漁業調整委員会委員の選任
- 身分を示す証票の交付
- 土地改良区役員の退任及び就任
- ◆選管告示
当選証書の附与

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取県規則第四十三号

経験の大要		現在就いている公職の名前	
右以外の経験	制度に對する種別及び年月数	政治又は思想団體加入の有無	
		有	無
地方事務所長その他の事項		社会事業に対する興味及び熱意	
審査会の判定及びその他の事項		社会的信望	
備考			
年 月 日 調			

欄に併記すること。

4 「地方事務所長、市長の判定及びその他の事項」については、本調書経由の時期において記入すること。

5 「審査会の判定及びその他の事項」については、民委員審査会において記入すること。

告 示

鳥取県告示第四百三十五号

次の土地はその公用を廃止すること。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 東伯郡東郷町大字引地字村前五二〇番地先

旧道路敷 九拾三坪

(関係図面は土木部管理課に保管する)

記載上の注意

- 1 本調書はできるだけ具体的且つ詳細に記入すること。
- 2 該当のない欄は、必ず斜線をもつてまつ消すること。
- 3 地域及び事項を兼務している者については、担当別

記		民生委員協議会 現在員数		人	
推薦所	候補者	辞任者(前任者)	氏名	ふりがな	年月日 (満才)
人					
計					
民生委員候補者推薦調書					
担当別		職業		住 所	
家庭構成	事項内容	勤務先	内 容	性 别	姓 名
			前 任 者	男	女
			（最終了校名）		
民生委員候補者推薦調書					

様式第一号

昭和 年 月 日

市町村 民生委員推薦会

鳥取県知事 氏

委員長 氏

名 印

民生委員候補者推薦書

本会において、審議の結果、民生委員候補者として、左記の者を決定したから、民生委員候補者推薦調書を添えて推薦する。

様式第一号の二

記載上の注意

- 1 現在数欄は、現在民生委員である者の数を記入するものである。
- 2 辞任者とその後任の推薦候補者は同じ欄に記入すること。但し前任者が既に解職せられ又は何等かの事由により、欠員のところを補充のため新たに推薦する場合は、その旨備考欄に記入し、辞任者欄の記入は要しないこと。

鳥取県告示第四百三十八号	
漁業法（昭和二十五年法律第二百六十七号）第八十五条	
第三項第二号の規定により昭和二十九年八月十二日次のとおり鳥取海区漁業調整委員会委員を選任した。	
昭和二十九年八月二十七日	
鳥取県知事 西 尾 愛 治	
区 分 氏 名 職 業 住 所	
学識経験委員 浜口虎太郎 漁業 鳥取市賀露町	
証 票 の 種 别	
番 号 交付年月日 職名 氏 名	
あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二年法律第二百十七号）第十条の規定に基くもの	
診療エツクス線技師法（昭和二十六年法律第二百十六号）第二十七条の規定に基くもの	
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十五条の規定に基くもの	

登録した業者	西第一四九号
登録年月日	昭二九、七、二五
氏名又は名称	西原 邦夫
営業所所在地	日野郡根雨町大字根雨四〇九
事業区域	根雨第一区域
業務開始月日	昭二九、八、一
一 廉業した業者	
登録番号	西第一二三号
氏名又は名称	根雨町農業協同組合
営業所所在地	日野郡根雨町大字根雨四〇九
鳥取県告示第四百三十七号	
食糧管理法施行規則（昭和二十一年農林省令第百三号）	

登録した業者	東第一五七号
登録年月日	昭二九、七、二五
氏名又は名称	谷沢 房雄
営業所所在地	氣高郡酒津村四七七
事業区域	酒津村
一 廉業した業者	
登録番号	東第一四〇号
氏名又は名称	浜村米穀小売企業組合酒津販売所
営業所所在地	氣高郡酒津村四七七
鳥取県告示第四百三十九号	
次のように身分を証明する証票を交付した。	
昭和二十九年八月二十七日	
鳥取県知事 西 尾 愛 治	

務を廃止しようとするものに代つて引き続き業務を営む小売販売業者甲の臨時業者登録をした。

昭和二十九年八月二十七日

第十九条第一項第四号の規定に基き、次のとおり一部の営業所を廃止しようとするものに代つて引き続き業務を営む小売販売業者甲の臨時業者登録をした。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

選挙管理委員会告示

住

所

氏名 附与年月日

東伯郡赤崎町大字赤崎一、六〇二番地
氣高郡酒津村四〇五番地東伯郡泊村大字泊一、五二一番地
西伯郡境港町大字福定一、七三二番地ノ一米子市祇園町一丁目一四番地
岩取市賀露町一、三七三番地

岩美郡岩美町大字網代一〇六番地

監事 上岡 房治
" 北野 忠三 " 大字江北
円原井手土地改良区

理事

池信 清市

赤崎町大字西宮

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和二十九年八月十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会
委員選挙の当選証書を附与した者の住所及び氏名は次の
とおりである。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

鳥取県告示第四百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条
第十項の規定により土地改良区から次のように役員が退
任及び就任した旨届出があつた。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

退任した役員の氏名及び住所
江北土地改良区理事 森本 米藏 東伯郡北条町大字江北
" 豊岡 美喜 " " "
" 松本 作藏 " "
" 米本 豊 " "
" 岩垣 初藏 " "
" 井上 準一 " "
" 山本 凉三 " "理事 森本 米藏 東伯郡北条町大字江北
" 豊岡 美喜 " "
" 米本 豊 " "
" 井上 久平 " "
" 野島 克之 " "
" 山本 凉三 " "
" 井上 菊松 " "理事 森本 米藏 東伯郡北条町大字江北
" 豊岡 美喜 " "
" 米本 豊 " "
" 井上 久平 " "
" 野島 克之 " "
" 山本 凉三 " "
" 井上 千代太郎 " "

羽合土地改良区

理事 平田米三郎 東郷町大字長江
円原井手土地改良区 赤崎町大字西宮就任した役員の氏名及び住所
江北土地改良区理事 上向 鉄雄 東郷町大字長江
東伯郡北条町大字江北

英文タイプライター
東和タイプライター
ブルースタード計算器

山陰代理店

玉屋測量機

有限 会社 雜賀タイピングライター商會

鳥取県公認

米子タイピングライタースト学院

米子市道笑町二丁目二八番地

電話(米子)一〇二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印 刷 所